



安芸高田 消防

安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



防火管理者の選任が必要な施設

| 建物別 | ※収容人員 |
|--------------------------------|-------|
| 社会福祉施設などの自力で避難することが困難な人が入所する建物 | 10人以上 |
| 飲食店、旅館、物品販売店、病院など多数の人が出入りする建物 | 30人以上 |
| 学校、工場、事務所など特定の人が入り出す建物 | 50人以上 |

※床面積により算定される部分があるため、実際の利用者の数とは異なります。

- 講習日時・受付期間
改めましてお太助フォンにてお知らせいたします。
- 講習会場所
安芸高田市民文化センタークリスタルアーシヨ
- 申込書記布場所及びお問い合わせ
消防本部予防課指導係
(申込書は市ホームページからもダウンロードできます。)

この講習会は、防火管理者の資格を取得するための講習会です。次の表に該当する事業所で選任する場合は、年に1度の講習会の開催となります。該当事業所の方は受講してください。

甲種防火管理者講習会を開催します



消防庁では、家庭や職場、地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会と共催で、2017年度全国統一防火標語の募集を行いました。この結果、全国から19137点の作品が寄せられ、作家の石田衣良さんから選考委員による厳正な審査の結果、「火の用心 ことばを形に 習慣に」が入選作品に選ばれました。この標語は、住宅防火対策等を推進する平成29年度の春・秋の全国火災予防運動等で防火標語として活用されるほか、女優の清原果耶(きよはらかや)さんがモデルとなる全国統一防火ポスターなどに活用されます。

2017年度全国統一防火標語決定 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

住宅火災警報器の維持管理をしましょう!

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合

住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器本体又は電池を交換しましょう。

※1 警報器の作動確認は春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。 ※2 故障が電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。



安芸高田 警察

安芸高田警察署 ☎47-0110
市役所危機管理課 ☎42-5625



広島県警察では、平成32年(2020年)までに特殊詐欺の年間被害額を5億円以下とすること、交通事故死者数を年間75人以下とすることを目指します。

めざせ!日本一安全・安心な広島県の実現 『アンダー80作戦』~2020年に向けて~

減らそう犯罪 農繁期の防犯対策

農繁期を迎え、家族総出による田畑での作業が増えてくるこの時期は、毎年無施錠の家や、外に出しっ放しにしている農機具を狙った盗難被害が発生します。戸締りや農機具の管理を徹底し、盗難被害に遭わないよう心掛けましょう。

- ①玄関だけでなく各窓も必ず施錠をしましょう
- ②使用後の農機具は片付け、施錠をしましょう
- ③家の周りの整理整頓をしましょう



日ごろからの防犯意識を習慣づけましょう

なくそう交通事故

管内交通事故の特徴

- ・正面衝突1件
- ・追突事故3件
- ・出会頭事故2件

梅雨時期の交通事故防止

- 雨の日はスリップ事故が多発します
 - 速度は控えめに 急ブレーキ、急発進、急加速は避けましょう
- 時間と心にゆとりを持って、交通事故防止に努めましょう

安芸高田警察署メルマガ

身近な犯罪情報などをタイムリーに配信しています(右のQRコードから登録できます)



空き家 関連情報コーナー

新しい補助制度のご案内

安芸高田市では、今年度からの新補助制度として『安芸高田市空き家バンク登録奨励金』を新設しました。この制度は、空き家所有者が空き家の売却または賃貸借を行うため不動産業者を仲介とし、安芸高田市の空き家情報バンクに登録した場合、その物件の所有者に対して奨励金を交付するものです。

新制度について詳しく知りたい!

空き家等について相談したい!

空き家バンクへ登録したい!

市役所住宅政策課まで!

- ※空き家等とは
「建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)」をいう。
- ※特定空き家等とは
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

★H28年度及びH29年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

| 区分 | 4月末 | 3月末 | H28年度まで |
|-----------|------|------|---------|
| HP登録件数 | 48件 | 42件 | |
| 新規登録件数 | 8件 | 30件 | |
| 成立件数 | 2件 | 28件 | 103件 |
| 空き家利用希望者数 | 152人 | 188人 | |

●補助金額(1物件あたり1回)

| 項目 | 補助対象者 | 奨励金額 |
|-------------|-----------|------|
| 空き家バンク登録奨励金 | 空き家バンク登録者 | 5万円 |